

発議第3号

難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月6日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 玉田 隆紀 |
| 賛成者 | 〃 | 増田 浩二 |
| 賛成者 | 〃 | 梅田 哲也 |
| 賛成者 | 〃 | 山本 重信 |
| 賛成者 | 〃 | 田中 宏幸 |

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
厚生労働大臣

難聴者の補聴器購入に対する公的支援を求める意見書

難聴は、生活を営むうえで様々な困難をもたらしている。

出生割合が、1,000人中1人から2人といわれる児の難聴を早期発見し適切な治療・療育がなされなければ、言語の習得、コミュニケーション能力や精神の発達に遅れの生じるおそれがある。

また、生まれてから大人へと成長していく途中、成人してからでも、疾病や事故など様々な要因により難聴となって、日常生活や社会生活のなかで支障が生じている人がいる。

さらに、高齢者の多くが加齢に伴って難聴になるとされ、国が策定する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においては、難聴が認知症の危険因子として挙げられている。

世代を超え、コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持や、将来の医療費・介護費の増大リスクの軽減などの観点から、難聴対策を充実させていく必要があり、補聴器は生活を営むうえで非常に重要で欠くことのできないものとなっている。

現在、国では、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により、補聴器の購入に要する費用の一部を支給しているが、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合となっており、軽度・中等度難聴は対象外となっている。

よって、国におかれては、補装具費の支給制度の対象とならない軽度・中等度難聴者の補聴器購入に対して、全国統一の公的支援制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。